

特別養護老人ホーム 三重の里

(正式入所・個室) 料金表(1ヶ月)

R6.4 改

利用者負担段階	介護度	負担割合	お部屋代	お食事代	お支払合計	
第1段階 ・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者 境界層該当者	1	1割	25,420	9,300		
	2	1割				
	3	1割			28,465	63,185
	4	1割			30,957	65,677
	5	1割			33,347	68,067
第2段階 ・ 市町村民税世帯非課税であって、 [合計所得金額+課税年金収入額※≤80万円/年] を満たす者 ・ 境界層該当者	1	1割	25,420	12,090		
	2	1割				
	3	1割			28,465	65,975
	4	1割			30,957	68,467
	5	1割			33,347	70,857
第3段階 ① ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の者 ・ 市町村民税課税層における特例減額措置※の適用がある者 <small>※利用者負担第4段階は、「特定入所者介護(支援)サービス費」の支給対象外であるが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所(個室の場合、多床室は対象外)し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護(支援)サービス費」の適用にあたり、利用者負担段階を変更し、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置。</small>	1	1割	40,610	20,150		
	2	1割				
	3	1割			28,465	89,225
	4	1割			30,957	91,717
	5	1割			33,347	94,107
第3段階 ② ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の者 ・ 市町村民税課税層における特例減額措置※の適用がある者 <small>※利用者負担第4段階は、「特定入所者介護(支援)サービス費」の支給対象外であるが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所(個室の場合、多床室は対象外)し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護(支援)サービス費」の適用にあたり、利用者負担段階を変更し、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置。</small>	1	1割	40,610	42,160		
	2	1割				
	3	1割			28,465	111,235
	4	1割			30,957	113,727
	5	1割			33,347	116,117
第4段階 ・ 本人は市町村民税非課税者だが、同じ世帯に課税者がいる者 ・ 市町村民税本人課税者	1	1割	61,070	42,780		
	2	1割				
	3	1割			28,465	132,315
	4	1割			30,957	134,807
	5	1割			33,347	137,197